

第6次基山町総合計画について

1. 「基山町総合計画」とは

基山町まちづくり基本条例（抜粋）

第26条 町は、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとする。



- ◆基山町では、「総合計画」策定を義務付けています。
- ◆基山町では、「総合計画」を最上位計画としています。

基山町まちづくり基本条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 総合計画 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画



- ◆基山町の「総合計画」は、“基本構想”と“基本計画”により構成されます。

総合計画 = 基本構想 + 基本計画

基山町まちづくり基本条例（抜粋）

第23条 町は、次に掲げるまちづくりを行おうとする場合は、あらかじめ町民参加の手続きを行わなければならない。

(1) 総合計画及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更

基山町まちづくり基本条例（抜粋）

第24条 町は、町民参加を保障するため、前条の事項について検討することを決定した段階で、趣旨、内容その他必要な情報を公表し、次に掲げる方法等により、町民に意見を求め、これを考慮してまちづくりの決定を行わなければならない。

(1) パブリックコメント (2) 意見交換会 (3) 町民ワークショップ
(4) 審議会等 (5) アンケート調査

2. 「第6次基山町総合計画」とは

- 基山町では、現在「第5次基山町総合計画」に基づき、まちづくりを進めています。
- 現在の「第5次基山町総合計画」の計画期間が令和7(2025)年度までであるため、令和8(2026)年度以降のまちづくりの方向性を明らかにする計画として「第6次基山町総合計画」を策定する必要があります。
- 第6次基山町総合計画策定方針については、資料3のとおりです。

3. 基山町総合計画審議会とは

- 基山町総合計画に関する事項について、町長の諮問に応じて調査及び審議していただくために設置します。
- 基山町総合計画審議会委員は18人(町民13人・学識経験者5人)で、任期は諮問に係る審議が終了するまでです。
- 基山町総合計画審議会の会議は、会長が招集し、諮問事項について決定した内容を町長に答申していただきます。

4. 今後のスケジュールについて

回	時期	議題
第2回	令和6年5月下旬	アンケート、ワークショップ等の結果報告 将来人口の見通しについて 基本構想案について
第3回	令和6年7月	基本構想案について
第4回	令和6年11月	基本計画案について
第5回	令和7年1月	基本計画案について
第6回	令和7年3月	総合計画答申

(参考)

○町民ワークショップ

- 第1回 令和6年2月3日(土) 10時~12時 42名参加
- 第2回 令和6年2月14日(水) 10時~12時 52名参加
- 第3回 令和6年2月22日(木) 13時30分~15時30分
- 第4回 令和6年2月29日(木) 10時~12時

○アンケート調査

種類	対象者	時期	回収数	回収率
町民アンケート	15歳以上の町民 2,500人	10月~11月	998	39.9%
中高生アンケート	基山中学校、東明館中学校・高校の生徒 800人	10月~11月	640	80.0%
町外アンケート	福岡県(8市)、佐賀県(3市3町)	11月	10,000	
職員アンケート	基山町役場職員 200人	10月~11月	187	93.5%